

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和 8年 3月 4日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿
国土交通大臣 金子 恭之 殿

石川県金沢市広岡3丁目3-11
金沢駅西第四NKビル 7階
株式会社 建設ドットウェブ
代表取締役社長 三國浩明

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は建設業の生産性向上をサポートすることを目標に、原価管理ソフト「どっと原価3」の製造・販売を主軸活動として、様々な建設業DXソリューションを提供しています。

昨今、電子帳簿保存法の普及とともに、建設業においても請負工事の電子契約のニーズが高まっています。当社では、パッケージソフト「どっと原価3」において、受発注機能（注文書の作成→注文書の承認→注文請書の受領）を有していますが、紙媒体での取引になります。そこでどっと原価3に付随した新たなシリーズ製品として、WEB上で受発注が完結できる「+Biz受発注」をクラウドサービスとして提供しています。今回の新事業活動対象としては、電子契約に関わる技術的要件の強化になります。具体的には「+Biz受発注」にタイムスタンプと電子署名の機能を新たに追加した製品「+Biz受発注（電子契約）」の開発を検討しています。

建設業のペーパーレス化及び業務効率化を促進するとともに、建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準を順守し、安心して利用いただけるサービスの提供を目指したいと考えております。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当します。

従来の紙媒体での受発注取引は、発注者や注文を受けた取引先が、注文書や注文請書を印刷し、郵送する手間やコストがかかっていました。しかし当社のサービス「+Biz受発注」では、注文書をWEB上で発行し、注文書・注文請書の発行時に電子メールで取引相手に通知されることにより、印刷や郵送の手間がなくなり、郵送料や印紙代を削減できます。現行製品「+Biz受発注」において他社競争力の弱みとなっていた技術的要件（タ

タイムスタンプ、電子署名)を製品に組み込みします。受発注業務の効率化、比較的コストでのサービス提供により、更に多くの建設業の企業の需要を見込んでおります。

【需要獲得見込み】

年間顧客数：35社（1,400人）

サービス単価：480,000円/年

年間収益見込：16,800千円

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

電子署名実施事業者：セコムトラストシステムズ株式会社

タイムスタンプ実施事業者：株式会社アイ・オー・データ機器

サービス利用者：当社顧客

(2) 事業概要

サービス概要

「+Biz受発注（電子契約）」は企業間で受発注のやり取りを行うクラウド上のプラットフォームであり、本サービスの利用者は「発注側企業」と「受注側企業」です。

事業の流れ

a. アカウント作成、本サービスログイン

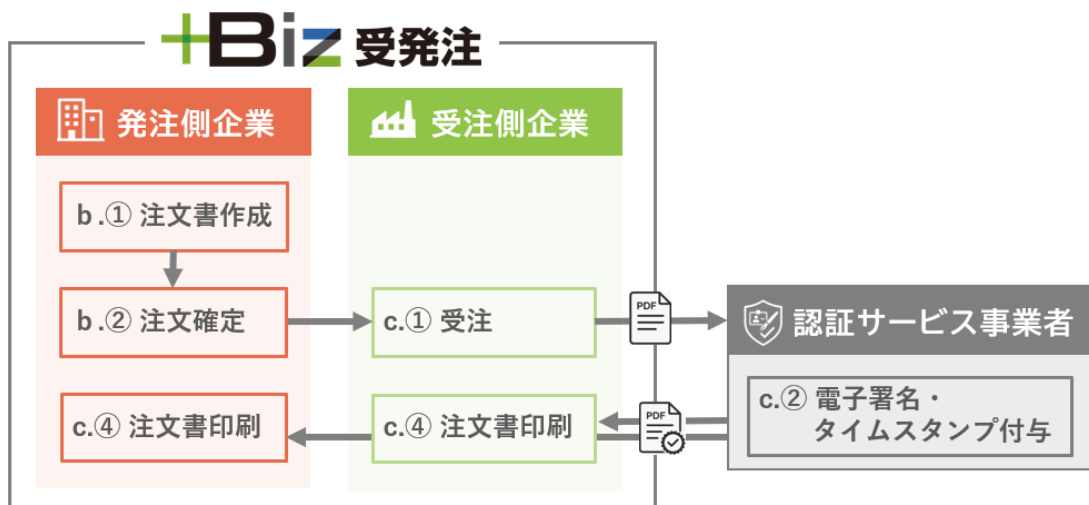
- ① 「発注側企業」が本サービスを導入すると、「発注側企業」の管理者メールアドレス宛に、本サービスのURL、ユーザー登録用ページのURL及び仮パスワードが送信されます。
この時の仮パスワードは、『AWS C o g n i t o』の認証基盤を介して、「発注側企業」本人に1回限り送信される制限時間付きの仮パスワードであり、そのメールアドレスを用いている人しか知りえない情報であるため、本人であることを証明するものとなります。
- ② 「発注側企業」は、ユーザー登録用ページにおいて、仮パスワードを、英大文字・英小文字・数字を含めた8文字以上の本人独自のパスワードに変更します。
- ③ 「発注側企業」は、メールアドレスとa.②で登録したパスワードを用いて本サービスにログインします。
- ④ 「受注側企業」のユーザー登録は、「発注側企業」が行います。
「発注側企業」が、ユーザー登録用ページにおいて、「受注側企業」のメールアドレスを登録します。
- ⑤ そうすると、「受注側企業」のメールアドレス宛に本サービスのURL及び仮パスワードが送信されます。
この時の仮パスワードは、a.①に記載したものと同一『AWS C o g n i t o』によるもので、本人性を証明するものとなります。
- ⑥ 「受注側企業」は、a.②に記載した操作と同じように、パスワードを変更します。
- ⑦ 「受注側企業」は、メールアドレスとa.⑥で登録したパスワードを用いて本サービスにログインします。

b. 発注側企業での注文書の作成、通知

- ① **注文書作成**：「発注側企業」は、本サービスにログインした状態で、「受注側企業」に対して注文書のデータを作成します。

- ② **注文確定**：作成後、「注文確定」アイコンを押下することで、「受注側企業」に対して注文書が作成された旨のメールが本サービスより送信されます。
- c. 受注側企業での注文書の受領、通知
- ① **受注**：「受注側企業」は、b.②で送信されたメールから本サービスにログインし、該当の注文書ページを開き、内容を確認し、問題がなければ「受注」アイコンを押下します。
- ② **電子署名・タイムスタンプ付与**：注文契約が締結された状態となり、「発注側企業」に対して注文契約が成立した旨のメールが本サービスより送信されます。この際に注文書がPDF形式で自動作成され、タイムスタンプと電子署名が付与されます。
 タイムスタンプは、「株式会社アイ・オー・データ機器」の「アイオトラストサービス」による立会人型の仕組みを利用して付与します。（「アイオトラストサービス」は時刻認定事業者の認定を受けた「GMOグローバルサイン」の「認定タイムスタンプ by GMO」と、「サイエンスパーク」の「タイムスタンプサービス iScign」を採用しています。）
 電子署名は、特定認証業務を受けた「セコムトラストシステムズ株式会社」の「セコムパスポート for G-ID」による立会人型の仕組みを利用して付与します。
- ③ またc.①の操作により、「発注側企業」「受注側企業」双方において、本サービス上で該当の注文書データの編集及び削除ができなくなります。
- ④ **注文書印刷**：注文書のデータ内容については、本サービス上での閲覧のほか、必要に応じていつでも注文書のPDFファイルをダウンロード、印刷が可能です。
- d. 当社の原価管理ソフト「どっと原価3」との関連性（連携）に関して
 本サービス「+Biz受発注（電子契約）」は、既存製品である原価管理ソフト「どっと原価3」と連携し、WEB上で電子契約を実現するサービスとして提供予定であり、原価管理ソフト「どっと原価3」との関連性（連携）に関しては以下の通りです。
- ① 「発注側企業」が、「+Biz受発注（電子契約）」で注文書データを作成すると、「どっと原価3」に該当の注文書データが保存されます。
- ② 「発注側企業」が、「+Biz受発注（電子契約）」で「注文確定」アイコンを押下すると、該当の発注データは「どっと原価3」で編集及び削除ができなくなります。

【本サービスのやり取り概略図】



(3) 新事業活動を実施する場所
当社オフィス各拠点（日本各地の利用者に提供）

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

回答あり次第、速やかに実施

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

【建設業法】

第19条

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

【建設業法施行規則】

第13条の4

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 1 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 2 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 3 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

本サービス「+Biz受発注（電子契約）」が、建設業法施行規則第13条の4第2項に規定される技術的基準の要件を満たしているか確認したい。

見読性の確保について

以下の点より、本サービスは【建設業法施行規則】第13条の4第2項第1号の要件を満たすと考えます。

- ① 「発注側企業」、「受注側企業」いずれも、本サービス内において契約完了した注文書を検索し、いつでも閲覧、ダウンロード、印刷することができる。

原本性の確保について

以下の点より、本サービスは【建設業法施行規則】第13条の4第2項第2号の要件を満たすと考えます。

- ① 注文書PDFには時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプ付与、ならびに特定認証業務を受けた事業者による電子署名を付与することで、発行時刻ならびに発行元の確認ができることで改ざん対策がとられており、原本性が証明されているものと考えます。

本人性の確保について

以下の点より、本サービスは【建設業法施行規則】第13条の4第2項第3号の要件を満た

すと考えます。

- ① 本サービスのアカウントは、「発注側企業」、「受注側企業」いずれもユーザー登録時に『AWS C o g n i t o』による認証を行っております。ユーザー登録の際には登録されたメールアドレス宛に仮パスワードが送信され、仮パスワードをユーザーが独自のパスワードに変更登録することから、当該メールアドレスの所有者でなければ仮パスワードを入力することができない点、及びユーザーが独自のパスワードに変更する点から、アカウントの本人性が証明されているものと考えます。
- ② 「発注側企業」、「受注側企業」いずれも本サービスのアカウントにログインする際は、ユーザー自らが設定したパスワードによるログインを必ず要求するため、「発注側企業」が当該アカウントで作成した注文書、及び「受注側企業」が当該アカウントで承認した注文書は、本人性が確保されているものと考えます。

7. その他 特になし